

介護職員等特定処遇改善加算の算定に係る情報公開について

介護職員の処遇改善につきましては、平成 21 年 10 月より実施された介護職員処遇改善交付金、そしてその効果を継続する観点から創設された介護職員処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」）により取組みが行われてきました。

そして、令和元年（2019 年）10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において、「介護職員の確保・定着につなげていくため、処遇改善加算に加え、**介護職員等特定処遇改善加算**（以下、「特定加算」）が創設」され、また、本加算の運用については「経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる」柔軟な運用が認められることとなりました。

このことを受け当法人においては、柔軟な運用の趣旨に配慮し対象となる職員全員の処遇改善を行うため「特定加算」を算定することとしたところです。

なお、当該加算を算定するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

【特定加算の算定要件】

- ① 現行の処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定していること。
- ② 処遇改善加算の職場環境等要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇改善」、「その他」の区分ごとに 1 以上の取組を行うこと。
- ③ 見える化要件として、ホームページやその他の方法による掲示等により、特定加算に基づく取組について公表していること。

以上のことより、当法人の処遇改善に関する具体的な取組み（賃金以外）につきまして、別紙のとおり公表いたします。

	職場環境等要件	当法人の取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得に関する意向調査を行い、介護職員初任者研修・実務者研修、介護福祉士、認知症介護実践者研修・リーダー研修、介護支援専門員、社会福祉主事等の資格取得に関する受講については業務中での対応としている。また経費については個人負担が生じないように各種補助金等を活用するとともに、事業所負担も行っている。
	その他	資質向上のための研修システムとして S-QUE（オンデマンド）研修を導入し、各自がスマートフォンや施設内の端末で受講できる。
労働環境・処遇の改善	ICT 活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	介護ソフトの導入・活用、及びノート型パソコン、タブレット等の端末を整備し、記録の簡素化、情報の共有化を図るとともに、事務作業の負担軽減に取り組んでいる。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	特殊浴槽の整備や電動ベッド（低床ベッド）、マッスルスーツの導入等により介護職員の腰痛予防、業務の負担軽減に取り組んでいる。
	健康診断・心の健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、全館全面禁煙、及び屋外喫煙場の確保を行っている。また、ストレスチェックによる高ストレス者は希望により産業医の問診を受けるように取り組んでいる。
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	地域の小・中学校での認知症サポーター養成講座への職員の講師としての派遣や、上天草高校への職員の講師としての派遣を行っている。また、市社協と連携し市内の中学生を対象としたワークキャンプに取り組んでいる。
	非正規職員から正規職員への転換	一定の条件のもと非正規職員から正規職員への登用を積極的に行っている。